

気象警報発令時の登校について

気象警報が発令された場合の対応について、下記のように定めています。
防災わかやま・インターネット等で各自確認してください。

1. この規定における気象警報とは、気象庁が市町村ごと発表するものをさす。
下記における気象警報は、暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪のいずれかとする。
2. 午前 6 時現在、和歌山市に気象警報が発令されている場合、臨時休校とする。
3. 午前 6 時現在、和歌山市に気象警報が発令されず、他の市町村に気象警報が発令されている場合は、当該市町村の生徒は登校を見合わせる。(授業は行います。)
4. 定期考査実施日に午前 6 時現在、和歌山市に気象警報が発令されている場合、臨時休校とし、その日の試験は試験最終日の翌日に実施する。
5. 定期考査実施日に午前 6 時現在、和歌山市に気象警報が発令されず、他の市町村に気象警報が発令されている場合は、当該市町村の生徒は登校を見合わせる。(試験は実施します。)

交通機関の乱れによる登校について

交通機関による運転取り止めや遅延になった場合も、学校は平常通り行いますが、理由が明白な遅刻・欠席については公欠扱いとします。